

令和8年3月9日

部長会議 資料 No.7-2

飯田市耐震改修促進計画（第Ⅳ期）（案）

策定：平成20年4月

変更：令和8年4月

飯 田 市

目 次

はじめに

- 1 計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 2 本計画の位置づけと他の市計画との関係・・・・・・・・・・・・・・1
- 3 計画期間等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 4 耐震化の必要性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 5 本計画の対象とする建築物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

第1 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

- 1 想定される地震の規模、想定される被害の状況・・・(更新予定)・・・・・・・・・5
- 2 耐震化の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
- 3 住宅及び多数の者が利用する建築物の目標の設定・・・・・・・・・・・・・・17
- 4 公共建築物の耐震化の目標等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17

第2 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

- 1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組み方針・・・・・・・・・・・・・・18
- 2 耐震診断・改修の促進を図るための支援策・・・・・・・・・・・・・・19
- 3 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備・・・・・・・・・・20
- 4 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要・・・・・・・・・・・・21
- 5 地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害の軽減対策・・・・・・・・・・・・・・22
- 6 地震からのリスクを低減するための方策や日ごろからの災害への備え・・・・・・・・23

第3 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

- 1 地震に関するハザードマップの作成及び公表・・・・・・・・・・・・・・24
- 2 相談体制の整備及び情報提供の充実・・・・・・・・・・・・・・24
- 3 パンフレットの作成及び配布並びに講習会の開催・・・・・・・・・・・・・・24
- 4 リフォームにあわせた耐震改修の誘導・・・・・・・・・・・・・・25
- 5 自主防災会等との連携策及び取組み支援策について・・・・・・・・・・・・・・25
- 6 耐震改修促進税制等の周知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25

第4 建築基準法による勧告又は命令等についての所管行政庁との連携

- 1 法に基づく指導等の実施に関する所管行政庁との連携・・・・・・・・・・・・・・26
- 2 建築基準法による勧告又は命令等の実施に関する特定行政庁との連携・・・・・・・・27

第5 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

- 1 関係団体による協議会の設置、協議会による事業の概要・・・・・・・・・・・・・・27
- 2 その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27

- 別表1・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28

はじめに

1 計画の目的

飯田市耐震改修促進計画（第Ⅳ期）（以下「本計画」という。）は、「人と人がつながり、安全安心に暮らせるまち」づくりを推進するため、市内の既存建築物の耐震診断とその結果に基づく耐震改修又は除却を促進することにより、既存建築物の耐震性能の向上を図り、今後予想される地震災害に対して市民の生命・財産を守ることを目的として策定したものです。

2 本計画の位置づけと他の市計画との関係

本計画は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年法律第123号、以下「法」という。）第6条に基づく市の耐震改修促進計画として「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（平成18年1月25日 国土交通省告示第184号、以下「基本方針」という。）及び「長野県耐震改修促進計画」（以下「県計画」という。）を踏まえ策定するものです。

また、本市における他の計画（いいだ未来デザイン2028・飯田市地域防災計画・飯田市住生活基本計画）との整合を図りながら、建築物の耐震化を促進するために必要な事項に関し、より具体的に定めます。

(1) いいだ未来デザイン2028

基本目標「人がつながり助け合い、社会基盤を強化して安全・安心なまちをつくる」の中で、重点施策として「命と生活を守る市民防災力の向上」に取り組むこととしています。

(2) 飯田市地域防災計画

「震災対策編 第2章 災害予防計画 第1節 地震に強いまちづくり」において、建築物等の安全化について定めています。具体的には、

ア 不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者利用施設等について、飯田市耐震改修促進計画に基づき耐震性の確保に配慮する。特に防災拠点となる公共施設等の耐震化について、計画的かつ効果的な実施に努める。

イ 住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努める。

ウ 飯田市耐震改修促進計画に基づき、既存建築物の耐震診断・耐震補強等を促進する施策を積極的に実施する。

エ 建築物における天井材等の非構造部材の脱落防止対策、ブロック塀及び家具の転倒防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図る。

オ 災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。

カ 指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。

こととしています。

(3) 「飯田市住生活基本計画」

「飯田市住生活基本計画（計画期間：2018年度～2028年度）」において、住宅施策の基本

理念を『多様で豊かな暮らしを支える 安全・安心で快適な「いいだ」らしい住まいの実現』とし、誰もが安全・安心で暮らしの豊かさを実感できる住まいや住環境のあり方を推進しており、自然災害の中でも特に大規模な地震に備えた住宅の耐震化を進めるなど、災害から生活を守る安全な住まいづくりを進めることとしています。

3 計画期間等

本計画の計画期間は、長野県耐震改修促進計画に合わせて令和8年度から令和12年度までの5年間とし、前計画（令和3年4月）を継承しつつ、目標値の設定や耐震化へ向けた取組を行います。

4 耐震化の必要性

(1) 地震は、いつ・どこでおきても不思議でない状況となっています。

平成16年10月には新潟県中越地震、平成17年3月には大地震発生の可能性が低いと言われていた福岡県でも福岡県西方沖を震源とする地震、平成20年6月の岩手・宮城内陸地震など大地震が頻発しており、特に、平成23年3月に発生した東日本大震災、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらしました。

また、平成28年4月の熊本地震では、同一地域において約28時間の間に震度7の地震が2度発生し、令和6年1月の能登半島地震においては、耐震化率が低い地域で多くの住宅が倒壊する等の被害が生じました。

大地震はいつ・どこで発生してもおかしくない状況となっており、南海トラフ地震、首都直下地震等については、発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものになると想定されています。特に、南海トラフの海溝型巨大地震については、東日本大震災を上回る被害が想定されています。

長野県内においても、平成23年3月に長野県北部の地震が、同年6月には長野県中部の地震が発生し、さらに、平成26年11月には県の北部を震源とした長野県神城断層地震が発生するなど、大地震が発生しています。

(2) 大地震時の死因の約9割は建物の倒壊によるもの

平成7年1月の阪神・淡路大震災では、地震により6,434人という多数の方の尊い人命が奪われましたが、このうち地震による直接的な死者数は5,502人であり、さらにこの約9割の4,831人が住宅や建築物の倒壊等によるものでした。

(3) 地震による人的・経済的被害を軽減するために

建築物の耐震改修については、中央防災会議において決定された建築物の耐震化緊急対策方針（平成17年9月）において、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急の課題」とするとともに、南海トラフ地震防災対策推進基本計画（令和7年7月中央防災会議決定）において、10年後に死者数を概ね8割、建築物の全壊焼失棟数を概ね5割、被害想定から減少させるという目標達成のため、重点的に取り組むべきものとして位置づけ

られています。

(4) 耐震改修促進法等の改正について

ア 平成 18 年 1 月 26 日施行

地震防災推進会議の提言を踏まえ、法の改正が行われました。この改正により、

(ア) 計画的な耐震化を推進するため、国は基本方針を作成し、地方公共団体は耐震改修促進計画を作成

(イ) 建築物に関する指導等の強化として、

a 道路を閉塞させるおそれのある建築物の指導・助言を実施

b 地方公共団体による指示等の対象に学校、老人ホーム等を追加

c 地方公共団体の指示に従わない特定建築物を公表

d 倒壊の危険性の高い特定建築物については、建築基準法により改修を命令等が追加されました。

イ 平成 25 年 11 月 25 日施行

住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を平成 27 年までに 9 割にする目標（「地震防災戦略」（中央防災会議決定（H17）））の達成には、耐震化を一層促進することが必要であること並びに南海トラフの巨大地震や首都直下地震の被害想定で、これらの地震が最大クラスの規模で発生した場合、東日本大震災を超える甚大な人的・物的被害が発生することがほぼ確実視されることから、国において法の改正が行われました。

この改正により、

(ア) 病院、店舗、旅館等の降戸の多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なものなどの平成 27 年末までの耐震診断の義務化・耐震診断結果の公表

(イ) 地方公共団体が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物や都道府県が指定する庁舎、避難所等の防災拠点建築物の地方公共団体が指定する期限までの耐震診断の義務化・耐震診断の結果の公表

等の建築物の耐震化の促進のための規制が強化されました。

ウ 平成 31 年 1 月 1 日施行

大阪府北部を震源とする地震等におけるブロック塀等の倒壊被害を踏まえ、ブロック塀等の倒壊による通行障害の防止のため、法施行令第 4 条の通行障害建築物に、建物に附属組構造の塀が追加される改正が行われました。

5 本計画の対象とする建築物

本計画では、特に耐震化を図るべき建築物として、以下の建築物を対象としています。

これは、法第 4 条第 1 項の規定により国土交通大臣が定めた「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（国土交通省告示第 184 号。以下「基本方針」という。）及び県計画においても、耐震化を図ることが重要な建築物とされています。

(1) 住 宅

市民の生命・財産を守るという観点から、すべての住宅を対象としています。

(2) 特定既存耐震不適格建築物

ア 多数の者が利用する一定規模以上の建築物（別表－１参照、以下「多数の者が利用する特定建築物」という）

イ 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する一定数量以上の危険物を扱う建築物

ウ 地震によって倒壊した場合その敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難にするおそれのあるものとして県計画に記載された道路に敷地が接する建築物

(3) 公共建築物

公共建築物は平常時の安全確保だけでなく、地震災害時の拠点となる施設や多数の者が利用する建築物が多いことから、計画的かつ重点的な耐震化の促進に積極的に取り組みます。

なお、本計画では飯田市の建築物を対象とし、上記(1)、(2)ア及び(3)の建築物に対する目標を設定することとし、上記(2)のイ及びウに関しては、今後の調査結果に基づき耐震化に向けた適切な対応を図ります。

第1 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

1 想定される地震の規模、想定される被害の状況

平成27年3月に策定された「第3次長野県地震被害想定調査報告書」において、長野県及びその周辺における過去の被害地震や活断層の分布状況並びに県内各地域の地震被害の分布状況を勘案して、発生の想定される地震が報告されています（表-1、図1-1～1-3）。

また、地震調査研究推進本部（※1）によると、県内において想定される地震発生の確率は、糸魚川－静岡構造線で発生する地震は、30年以内の地震発生確率は、もっとも高い区間で30%と予想されており、東海地震にあっては、いつ起きてもおかしくない状況にあるとされています（表-2）。

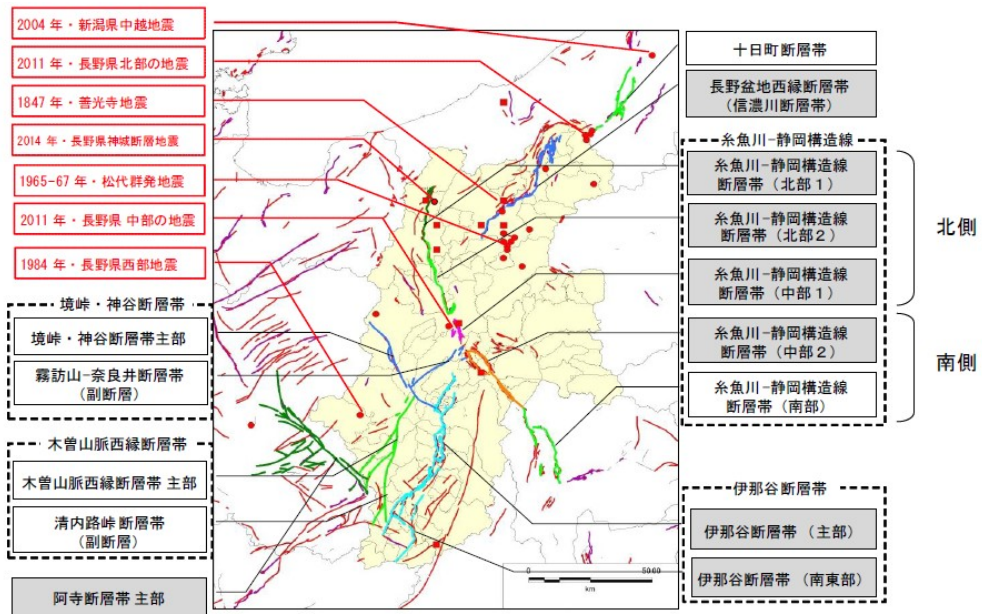
（表-1）想定地震等の概要

種類	地震名	参考モデル	長さL (km)	マグニチュード		備考	
				M _j	M _w		
内陸型 (活断層型) 地震	長野盆地西縁断層帯の地震	地震調査委員会(2009)	58	7.8	7.1	4ケース	
	糸魚川－静岡構造線断層帯 の地震	文部科学省研究開発局 ほか(2010)	全体	150	8.5	7.64	構造探査 ベースモ デル
			北側	84	8.0	7.14	
			南側	66	7.9	7.23	
	伊那谷断層帯（主部）の地震	地震調査委員会(2009)	79	8.0	7.3	4ケース	
	阿寺断層帯（主部南部）の地震	地震調査委員会(2009)	60	7.8	7.2	2ケース	
	木曾山脈西縁断層帯（主部北部）の地震	地震調査委員会(2009)	40	7.5	6.9	2ケース	
境峠・神谷断層帯（主部）の地震	地震調査委員会(2009)	47	7.6	7.0	4ケース		
海溝型 地震	想定東海地震	中央防災会議(2001)	－	8.0	8.0	1ケース	
	南海トラフ巨大地震 基本ケース	内閣府(2012)	－	9.0	9.0	1ケース	
	南海トラフ巨大地震 陸側ケース	内閣府(2012)	－	9.0	9.0	1ケース	

（注）気象庁マグニチュード（M_j）とモーメントマグニチュード（M_w）について

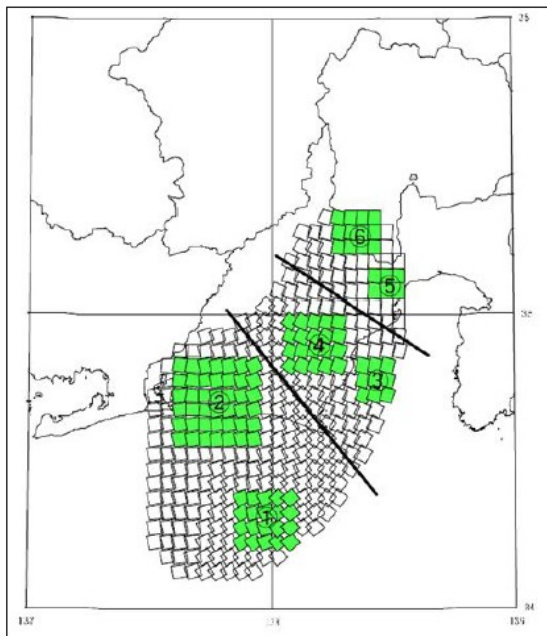
断層による内陸の地震は、断層の長さ（推定）から気象庁マグニチュード（M_j）を算出している。その後、その断層の長さを用いて震源（波源）断層モデルを作成し、モーメントマグニチュード（M_w）を求めている。プレート境界の海溝型地震は、震源（波源）断層の位置・大きさを設定し、モーメントマグニチュード（M_w）を求めている。M₄～M₈の海溝型地震ではM_w=M_jであることから、これを外挿してM_jを求めている。

※1 地震調査研究推進本部は、地震防災対策特別措置法に基づき文部科学省に設置された政府の特別の機関。本部長（文部科学大臣）と本部長（関係府省の事務次官等）から構成され、その下に関係機関の職員及び学識経験者から構成される政策委員会と地震調査委員会が設置されています。



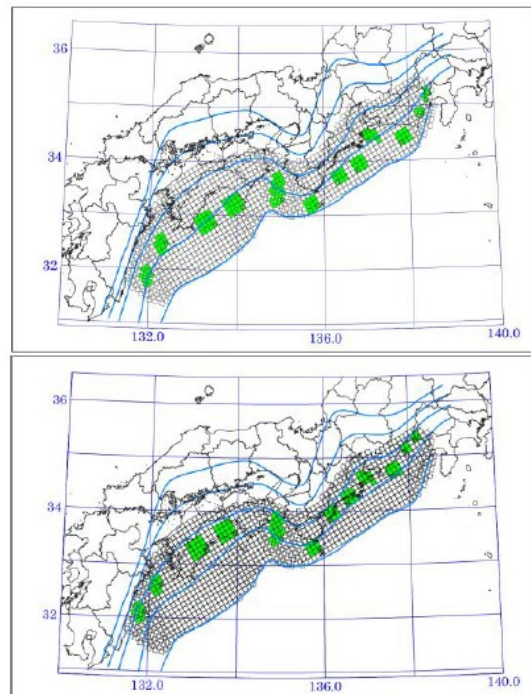
■	長野県に被害をもたらした歴史地震	—	「活断層詳細デジタルマップ」の活断層 (中田・今泉、2002)
●	1940年代以降、長野県内で震度5以上を記録した地震	—	地震調査研究推進本部の長期評価における主要活断層帯の地表位置
—	「新編日本の活断層」の活断層 (活断層研究会、1991)	■	長野県 (2002) の対象地震 (活断層帯)

(図1-1) 長野県の活断層の分布と被害地震の分布 (出典：第3次長野県地震被害想定調査報告書)



□：小断層 ■：強震動生成域 (SMGA) の位置

(図1-2) 想定東海地震の断層モデル
 中央防災会議(2001)



(図1-3) 南海トラフの巨大地震の断層モデル
 内閣府(2012) (上図:基本ケース、下図:陸側ケース)

(表-2) 発生が予想される地震に係る見解等

種類	想定地震名	国等の見解・公表	計測震度等の予測※3
内陸型（活断層型）地震	長野盆地西縁断層帯の地震	30年以内の地震発生確率は ほぼ0% (地震調査研究推進本部※2)	長野地域や北信地域西部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。
	糸魚川-静岡構造線断層帯の地震	30年以内の地震発生確率は ほぼ0~30% (地震調査研究推進本部※2)	(全体)長野地域西部や大北地域、上小地域、松本地域東部、諏訪地域、上伊那地域東部を中心に広い範囲で震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。 (北側)長野地域西部や大北地域、上小地域、松本地域東部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。 (南側)諏訪地域、上伊那地域東部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。
	伊那谷断層帯（主部）の地震	30年以内の地震発生確率は ほぼ0% (地震調査研究推進本部※2)	上伊那地域西部や飯伊地域西部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。
	阿寺断層帯（主部南部）の地震	30年以内の地震発生確率は ほぼ0% (地震調査研究推進本部※2)	木曾地域と岐阜県との境界を中心に震度6弱以上の揺れが生じ、被害は木曾地域南部を中心に発生する。
	木曾山脈西縁断層帯（主部北部）の地震	30年以内の地震発生確率は ほぼ0% (地震調査研究推進本部※2)	上伊那地域西部や木曾地域東部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が発生する。
	境峠・神谷断層帯（主部）の地震	30年以内の地震発生確率は 0.02%~13% (地震調査研究推進本部※2)	木曾地域北部や上伊那地域西部、松本地域南部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が発生する。
海溝型地震	想定東海地震	東南海地震(1944)で歪みが開放されず、安政東海地震(1854)から約150年間大地震が発生していないため、相当な歪みが蓄積されていることから、いつ大地震がおきてもおかしくない。 (中央防災会議)	飯伊地域東部や伊那谷を中心に震度5強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が少し発生し、建物被害、人的被害、停電や断水等のライフライン被害が発生する。
	南海トラフ巨大地震	30年以内の地震発生確率は 20~50% (BPTモデル) 60~90% (すべり量依存BPTモデル) (地震調査研究推進本部※2)	(基本ケース)飯伊地域から上伊那地域にかけての伊那谷や諏訪地域の一部で震度5強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が少し発生し、建物被害、人的被害、停電や断水等のライフライン被害が発生する。 (陸側ケース)飯伊地域、上伊那地域、諏訪盆地で震度6弱以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が発生し、建物被害、人的被害、停電や断水等のライフライン被害が発生する。

※2 R7・10 地震調査研究推進本部による。

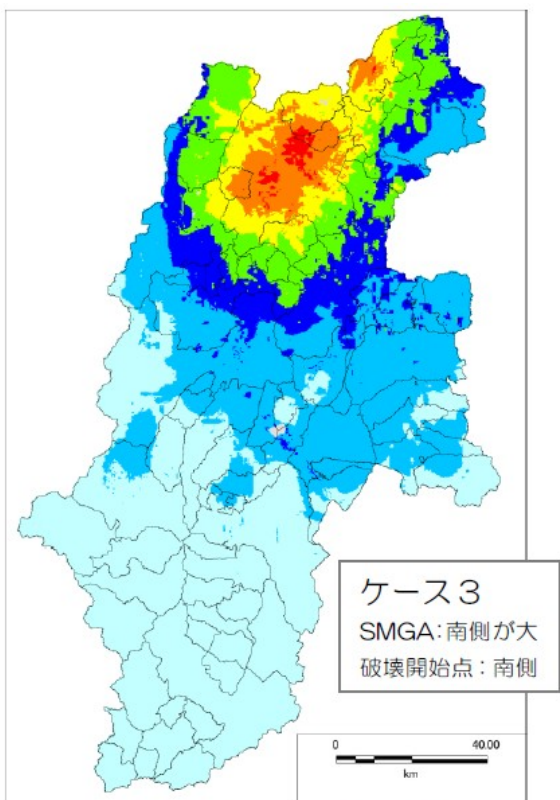
※3 H27.3 第3次長野県地震被害想定調査による。

※4 想定地震は地震防災対策を検討するために設定された地震であり、地震を予知したものではなく、また、近い将来これらの地域で想定どおりの地震が発生することを必ずしも意味するものではありません。

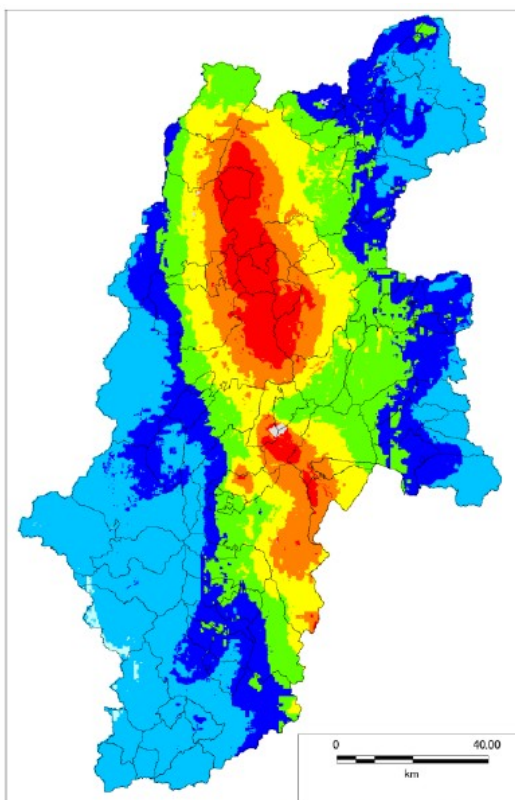
また、想定地震ごとの計測震度（地表面）を図に示すと図1-4～図1-13 のとおりとなります。

(1)内陸型（活断層型）地震の地表震度分布（※5）

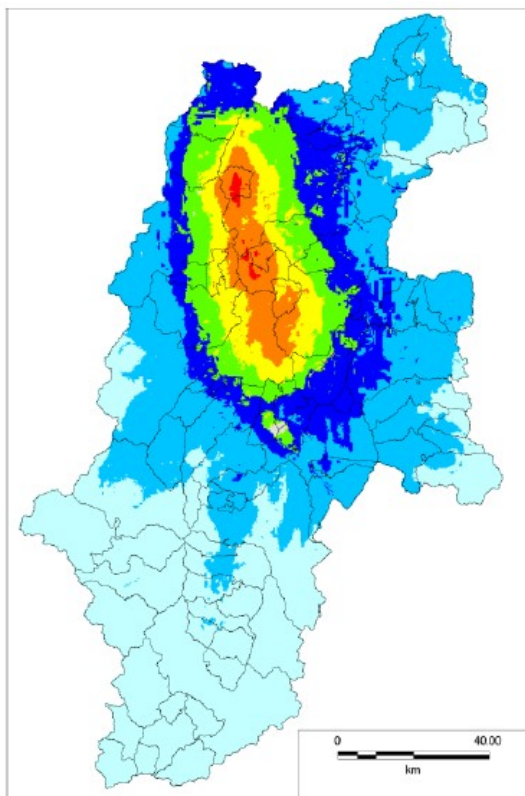
※5 建築物被害が最大のケースを示す。



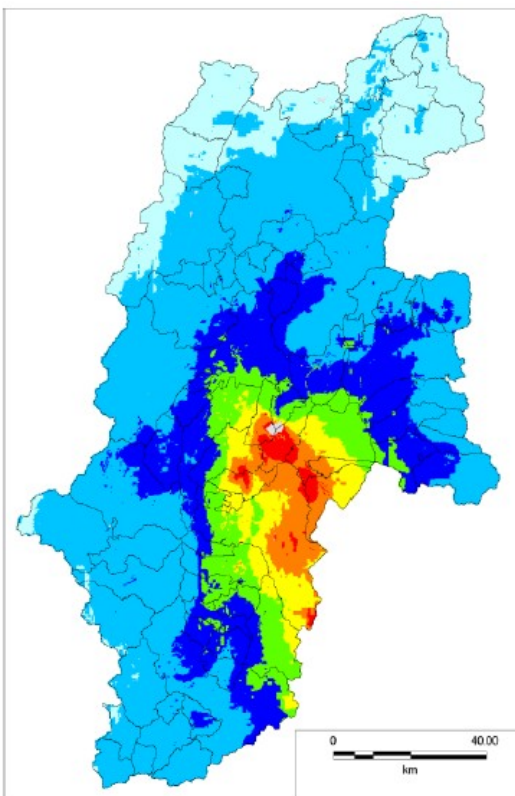
(図1-4)長野盆地西縁断層帯の地震(Mj7.8)の地表震度分布



(図1-5)糸魚川-静岡構造線断層帯の地震の地表震度分布(全体:Mj8.5)

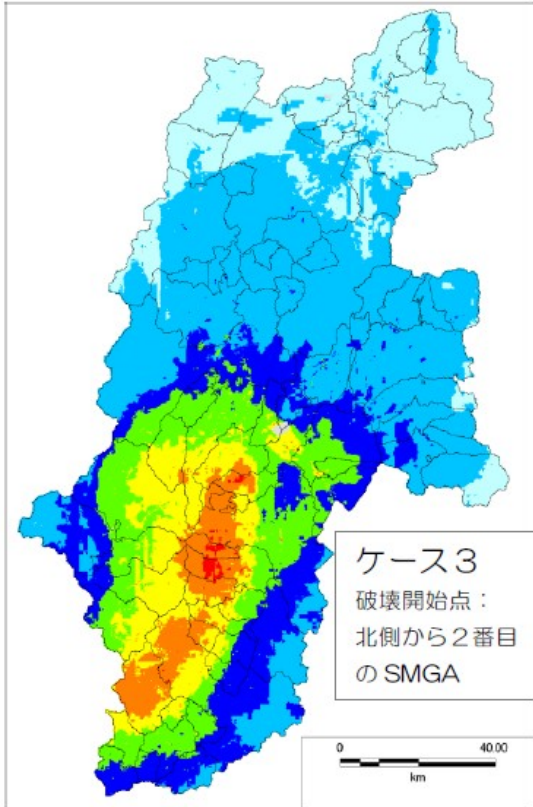


(図1-6)糸魚川-静岡構造線断層帯の地震の地表震度分布(北側:Mj8.0)

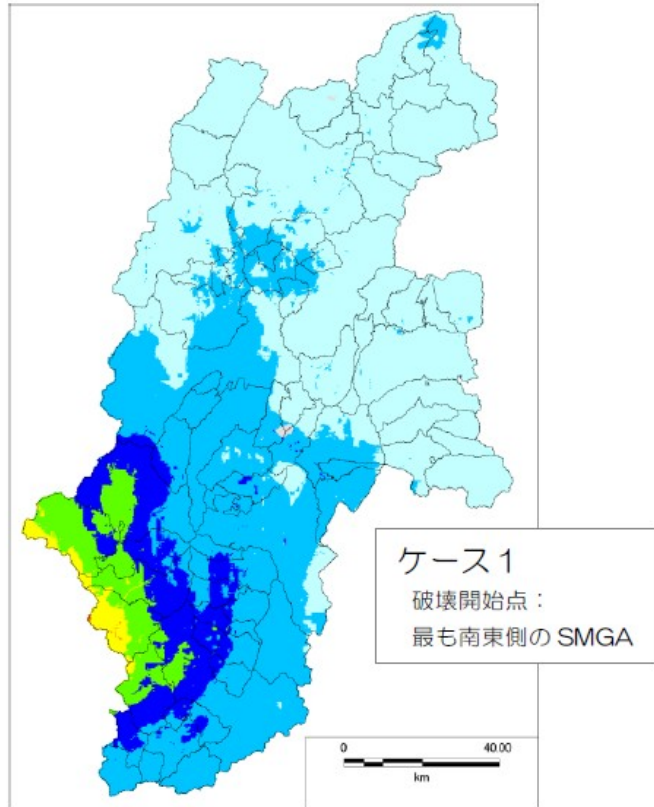


(図1-7)糸魚川-静岡構造線断層帯の地震の地表震度分布(南側:Mj7.9)

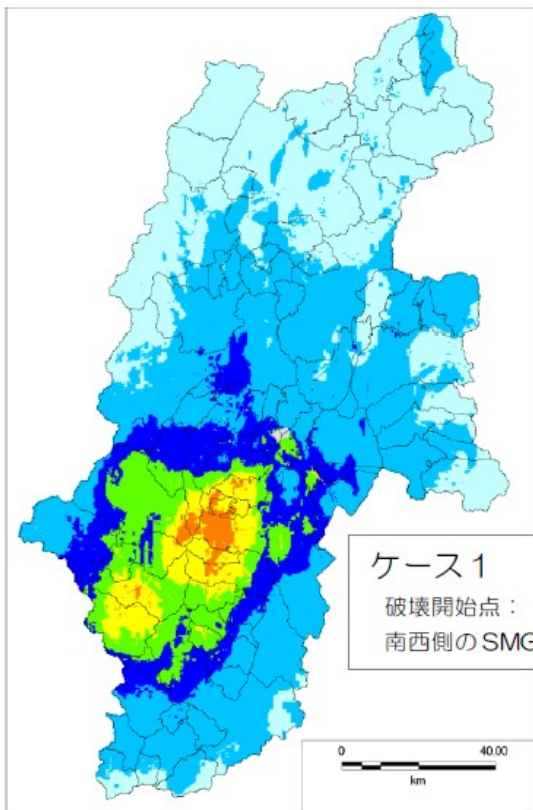




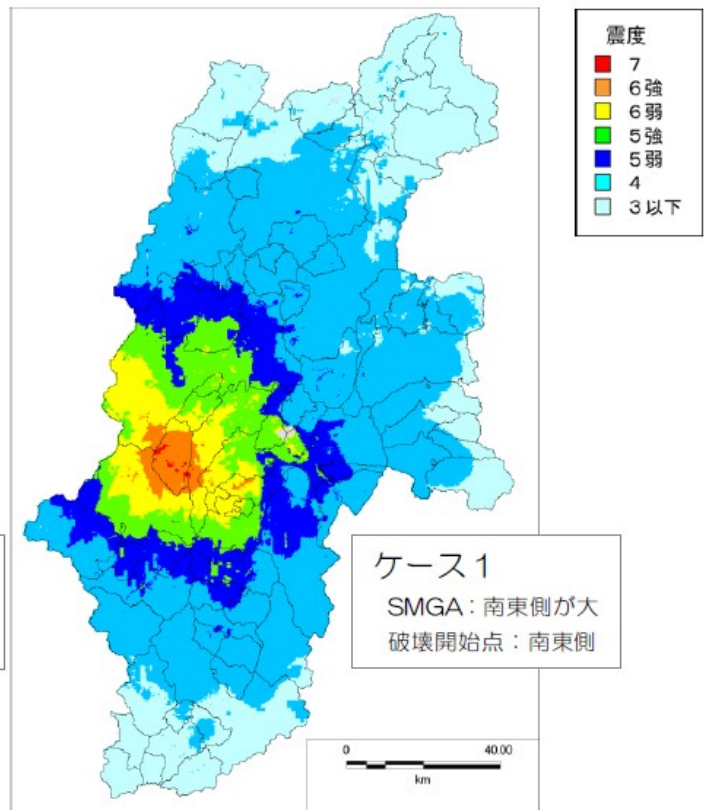
(図1-8)伊那谷断層帯(主部)
の地震(Mj8.0)の地表震度分布



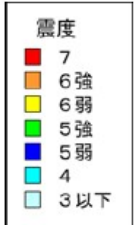
(図1-9)阿寺断層帯(主部南部)
の地震(Mj7.8)の地表震度分布



(図1-10)木曾山脈西縁断層帯
(主部北部)の地震(Mj7.5)の地表震度分布

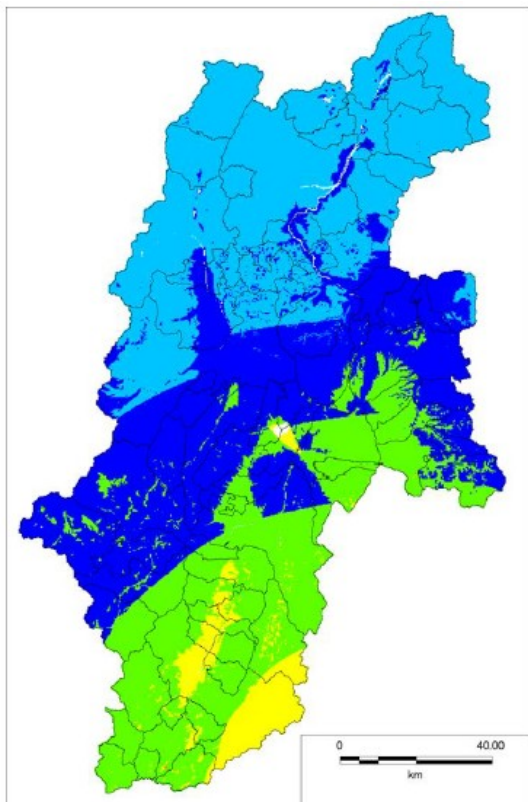


(図1-11)境峠・神谷断層帯
(主部)の地震(Mj7.6)の地表震度分布

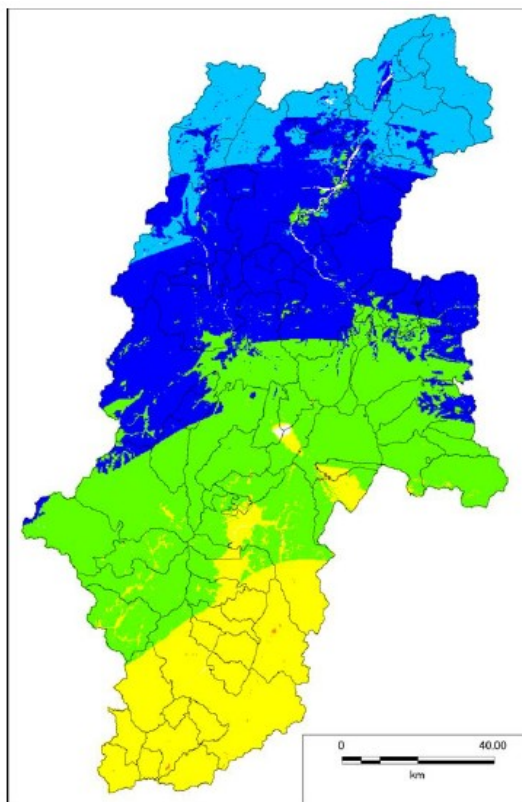


(2) 海溝型地震における地表震度分布※6

※6 経験的手法のみを掲載



(図1-12) 経験的手法(距離減衰式)による想定東海地震の地表震度分布



(図1-13) 経験的手法(距離減衰式)による南海トラフの巨大地震の地表震度分布



「第3次長野県地震被害想定調査報告書」では、県内の主要な活断層をもとに、発生の可能性のある大規模地震として6つの内陸型地震と東海地震及び南海トラフ地震を想定し、人的・物的な被害を表-3及び表-4のとおり予想しています。

また、想定した地震以外にも、県内に被害を引き起こす地震が本県やその周辺において発生する可能性があります。

(表-3) 飯田市の被害想定 (建築物被害)

(単位:棟)

種類	地震名		地震ケース等			建築物被害	
						全壊・焼失	半壊
内陸型 (活断層型) 地震	長野盆地西縁断層帯の地震		ケース3	冬18時	強風時	0	0
	糸魚川-静岡構造線断層帯の地震	全体	—	冬18時	強風時	わずか	わずか
		北側	—	冬18時	強風時	0	0
		南側	—	冬18時	強風時	710	わずか
	伊那谷断層帯(主部)の地震		ケース3	冬18時	強風時	2,880	9,190
	阿寺断層帯(主部南部)の地震		ケース1	冬18時	強風時	わずか	30
木曾山脈西縁断層帯(主部北部)の地震		ケース1	冬18時	強風時	わずか	30	
海溝型地震	想定東海地震		—	冬18時	強風時	20	130
	南海トラフ巨大地震 基本ケース		—	冬18時	強風時	20	210
	南海トラフ巨大地震 陸側ケース		—	冬18時	強風時	790	6,390

※ 建築物被害が最大となるケースを示す。

ケース	想定される活動区間	想定マグニチュード(Mw)
ケース1	県北部区間のみ	7
ケース2	県中部区間のみ	6.9
ケース3	県南部区間のみ	7.3
ケース4	県北部 + 中部(連動)	7.4
ケース5	県中部 + 南部(連動)	7.6
ケース6	全区間(北部 + 中部 + 南部)	7.9
ケース7	県北部 + 糸魚川静岡構造線の一部	7.7
ケース8	全区間 + 近隣断層との広域連動	8.0以上

(表-4) 被害想定(人的被害)

(単位:人)

種類	地震名	死者数	負傷者数	負傷者のうち 重傷者数	避難所 避難者数	
内陸型 (活断層型) 地震	長野盆地西縁断層帯の地震	0	0	0	0	
	糸魚川-静岡構造線 断層帯の地震	全体	わずか	50	10	120
		北側	0	0	0	0
		南側	わずか	50	10	1,240
	伊那谷断層帯(主部)の地震	140	1,700	940	22,740	
	阿寺断層帯(主部南部)の地震	わずか	70	10	660	
	木曾山脈西縁断層帯 (主部北部)の地震	わずか	60	10	470	
境峠・神谷断層帯(主部)の地震	0	0	0	0		
海溝型 地震	想定東海地震	わずか	50	10	1,140	
	南海トラフ巨大地震 基本ケース	わずか	40	20	2,190	
	南海トラフ巨大地震 陸側ケース	50	1,280	710	15,860	

※ 建築物被害が最大となるケースを示す。

○ 飯田市の地域概要

(1) 自然的条件

ア 地勢

本市は、長野県の最南端伊那谷の中央にあり、西北部は木曾山脈により木曾郡に境し、南部は南アルプスを境に浜松市、静岡市、本川根町、東北部は上伊那郡飯島町および下伊那郡松川町ほか3町村に接し、南西部は阿智村ほか4ヶ村に隣接する。

地理的に飯田盆地と南部高原の一部に大別され、市の中央部を北から南へ天竜川が流れている。飯田盆地は古くから商工業の中心地として栄えた。

天竜川畔は主として水田、段丘地帯は畑地で、果樹園が散在し、周囲および南部高原地帯は急斜面で水利のよい場所には水田があるが主として山林で中には標高2,000mを超える山々があり大自然の中に美林が点在している。

イ 地形地質

(ア) 飯田市域の活断層

飯田市域内には伊那谷断層帯・中央構造線などの活断層が多く分布している。

これらの活断層は断層破碎帯の発達により土砂の供給源となるなど、災害発生の原因となっている。

伊那谷断層帯は主部と南東部、その他に分けられ、数十の活断層の集合体である。上村・南信濃地区の中央構造線は、西側は、鹿塩マイロナイトと呼ばれる断層によって圧砕された岩質であり、非常に硬いがもろい性質を持ち、急傾斜面になっている。

これに対し東側では、蛇紋岩と呼ばれる崩壊しやすい岩質や、三波川・みかぶ帯と呼ばれる地すべりが生じやすい地質などが複雑に分布する。

(イ) 竜西

竜西側は複合扇状地となっている。土石流によってつくられた扇状地が、主に活断層の活動によって分化し、大きく「上段」と「下段」に分かれている。

上流部にあたる木曾山地は断層に支配された山地で、断層破碎帯が発達し深部まで風化したもろい花崗岩から成っているため崩壊が発生しやすく、土砂の供給源となっている。山麓部には不安定土砂等が分布しており、扇状地は傾斜が大きいいため土石流災害が発生しやすい。また山麓部の新期扇状地は、地下水位が高く砂がちであるため、地震時の液状化現象も起こりやすい。

(ウ) 竜東

竜東側は複合扇状地になっている。伊那山地に端を発した米川等が峡谷を形成し天竜川へ達するが、尾根沿いは小起伏面が広がっており、古い集落はここに立地する。豪雨時には峡谷部に水が集中するためである。

深部まで風化した花崗岩であるために造成が容易で、農地などの人工改変地が多い。この人工改変地は豪雨時、地震時に斜面災害が発生する危険性がある。

(エ) 天竜川低地部

天竜川の低地部は洪水氾濫や液状化現象等の災害が生じやすい。特に川路、松尾地区は下流部が狭くなっているため水がせき止められ、過去にしばしば洪水氾濫が起こっている。近年、竜丘・川路・龍江地区の盛土事業が完成し、住宅・工場が立地している。

(オ) 遠山郷

遠山郷と呼ばれる上村・南信濃地域内には、中央構造線などの活断層が分布しており、これらの活断層は地震の発生源であることに加え、断層破碎帯の発達により土砂の供給源となるなど、災害発生の原因となっている。

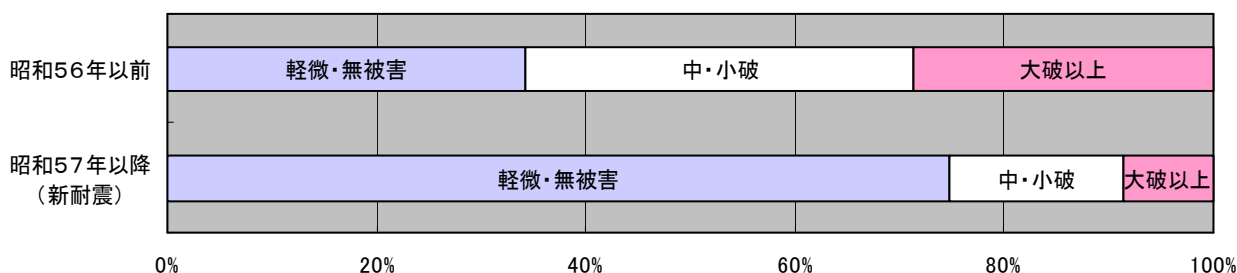
この他にも周辺には多くの活断層があり、さらに東海地震の震源域から100km圏内に位置しているため、地震の被害を受けやすい地域であるといえる。

2 耐震化の現状

(1) 建築基準法における構造基準の改正

昭和 53 年の宮城県沖地震等の被害状況を受け、昭和 56 年に建築基準法の耐震関係規定が見直されました（昭和 56 年 6 月 1 日施行、新耐震基準）。その後、発生した阪神・淡路大震災において、昭和 56 年以前に建築されたもの（旧基準による）について被害が大きかったことがわかっています（昭和 57 年以降の建築物では、大破及び中・小破の被害があったものが全体の約 1/4 であったのに対し、昭和 56 年以前に建築したものでは約 2/3 に達しています。）。

《阪神・淡路大震災における建築時期による被害状況》



（出典：平成 7 年阪神・淡路大震災建築震災調査委員会の中間報告）

(2) 建築時期別の住宅の状況等

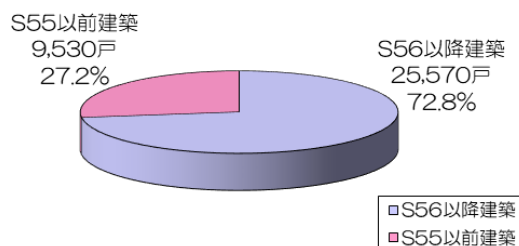
令和 5 年の「住宅・土地統計調査」によると、市内の居住世帯のある住宅総数は、**35,100** 戸であり、昭和 55 年以前に建築された住宅は **9,530** 戸で全体の **27.2%** を占めています。（表-5）

（表-5）建築時期別住宅戸数

（単位：戸）

住宅総数	35,100
うち昭和 55 年以前建築	9,530 (27.2%)
うち昭和 56 年以降建築	25,570 (72.8%)

《建築時期別住宅の戸数》



また、市では既存木造住宅等の耐震化を推進するため、平成 14 年度から、住まいの安全「とうかい」防止対策事業を実施してきました。

令和 7 年度までに、診断を実施した住宅は簡易耐震診断 768 戸、精密耐震診断 **2,579** 戸で、そのうち耐震改修補助金を活用して **368** 戸で耐震改修を行っています（表-6）。

(表-6) 耐震診断・改修の実績

(単位：戸)

区分	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
耐震診断	簡易診断	—	—	75	160	270	263	—	—	—
	精密診断	120	400	350	395	216	188	120	140	80
耐震改修	—	13	19	20	19	23	20	21	18	17
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
耐震診断	60	40	30	23	46	35	38	20	22	36
耐震改修	20	16	11	9	10	18	17	11	13	12
	R4	R5	R6	R7						合計
耐震診断	28	40	52	40						2,579
耐震改修	17	10	17	17						368

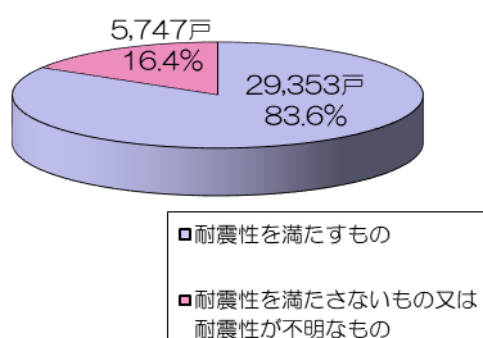
(3) 住宅の耐震化の現状

新耐震基準で建築された昭和 56 年以降の住宅数に、旧耐震基準である昭和 55 年以前に建築された住宅のうち耐震性を満たしているもの及び既に耐震改修を行い耐震性を有しているものを加えると **29,353** 戸となり、市内における住宅の耐震化率は、現状で **83.6%**と推計されます(表-7)。

(表-7) 住宅における耐震化率の現状 (単位：戸)

住宅総数 (a)	35,100
耐震性を満たすもの (b=d+f+g)	29,353
耐震化率 (c=b/a)	83.6%
昭和 56 年以降に建てられたもの (d)	25,570
昭和 55 年以前に建てられたもの (e)	9,530
既に耐震性を満たしているもの又は満たしていると推測されるもの (f)	2,081
耐震改修を実施したことにより耐震性を満たしているもの (g)	1,702
耐震性を満たさないもの又は耐震性が不明なもの (h)	5,747

《住宅における耐震化の現状》

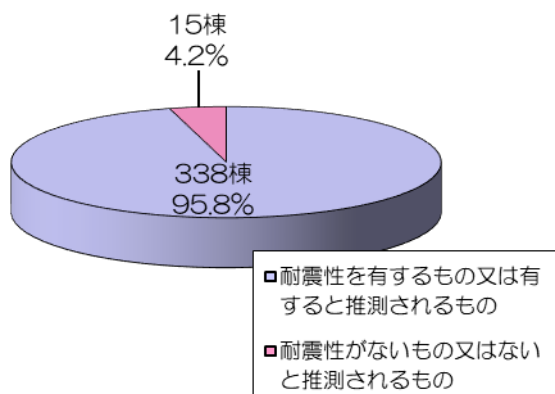


※ 長野県の推計より

(4) 多数の者が利用する特定建築物（別表1）の耐震化の現状

市内に、多数の者が利用する特定建築物は 353 棟あります。このうち昭和 56 年以前に建築されたもの 98 棟のうち、耐震性を有するもの又は耐震性を有すると推測されるもの 83 棟に昭和 57 年以降に建築されたもの 255 棟を加えた、338 棟が耐震性を有すると考えられます。従って、多数の者が利用する特定建築物の耐震化率は現状で 95.8% と推計されます（表-8-1、8-2）。

《多数の者が利用する特定建築物の耐震化の現状》



（表-8-1）特定建築物における耐震化率の現状（単位：棟）

特定建築物総数 (a)	353
耐震性を満たすもの (b=d+f)	338
耐震化率 (c=b/a)	95.8%
昭和 57 年以降に建てられたもの (d)	255
昭和 56 年以前に建てられたもの (e)	98
耐震性を有しているもの又は有していると推測されるもの (f)	83
耐震性がないもの又はないと推測されるもの (g)	15

（表-8-2）多数の者が利用する特定建築物の耐震化の現状（詳細）

（単位：棟）

多数の者が利用する特定建築物の区分	I 災害応急対策を実施する拠点となる建築物	II 災害時に避難施設となる建築物	III 災害時に負傷者等の対応を行う拠点となる建築物	IV 被災時要援護者が利用する建築物	V その他の建築物	合計
具体的な用途	事務所（庁舎等）、保健所等公益的な施設	学校（幼稚園を除く）、体育館	病院、診療所	幼稚園、保育園、老人ホーム、その他の社会福祉施設	ホテル、旅館、工場共同住宅（賃貸）等	
令和 7 年における棟総数 (a)	8	65	38	31	211	353
耐震性を満たすもの (b=d+f)	8	65	37	31	197	338
耐震化率 (c=b/a)	100.0%	100.0%	97.4%	100.0%	93.4%	95.8%
昭和 57 年以降に建築された棟数 (d)	6	25	33	25	166	255
昭和 56 年以前に建築された棟数 (e)	2	40	5	6	45	98
耐震性を有しているもの又は有すると推測されるもの (f)	2	40	4	6	31	83
耐震性がないもの又はないと推測されるもの (g)	0	0	1	0	14	15

3 住宅及び多数の者が利用する建築物の目標の設定

基本方針において、住宅については令和 17 年までに、要緊急安全確認大規模建築物については令和 12 年までに、耐震性が不十分なものを概ね解消することを目標としています。

長野県計画の耐震化率の目標並びに本市において想定される地震の規模、被害の状況及び耐震化の現状を踏まえ、市内の地震被害想定を半減化を目指して、令和 12 年時点での耐震化率の目標を以下のとおりとします。

ア 住宅については、耐震化率の目標を 90%とします。

イ 多数の者が利用する建築物の目標については、耐震性が不十分なものを概ね解消することとします。

(1) 住宅（目標を達成するための耐震化の方向性）

今後においても、住宅の老朽化等に伴う建て替えや除却（以下「建て替え等」という。）により、耐震性が不十分な住宅が減ると予想されるため、住宅全体における耐震化率は向上します。令和 10 年時点での住宅の総戸数を推計すると、32,925 戸と推計できます。

現状のペースで建て替え等が行われると仮定した場合、令和 10 年時点の耐震性のない住宅は 3,921 戸、耐震化率は約 88%と推計されます。目標である 90%を達成するためには、この耐震性が不十分な住宅を約 3,300 戸とする必要があり、そのために耐震改修又は建て替え等を促進していきます。

(2) 多数の者が利用する建築物（目標を達成するための耐震化の方向性）

住宅同様に、多数の者が利用する建築物においても、これまでと同じペースで建て替え等が推移すると仮定すると、令和 12 年における耐震化率は 100%と推計されます。このペースでの耐震化が行われるように各関係機関と連携して、耐震改修、建て替え等を促進していきます。

(3) 公共建築物の耐震化の目標等

飯田市における公共建築物のうち災害拠点施設等については、令和 7 年度までにすべて耐震化が完了しています。

第2 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組み方針

(1) 耐震化の推進のための役割分担（図1-14）

ア 住宅や建築物の所有者（以下「所有者」という。）

現在、資金的な問題の他、後継者がいない等の理由により、耐震改修は十分に進んでいない状況にあります。また、補強工事の負担感が大きい又は優先順位が低いといった課題があります。住宅や建築物の耐震化を進めるためには、所有者が、建築物の耐震化や防災対策を自らの問題又は地域の問題としてとらえ、自助努力により取り組むことが必要不可欠です。

また、大規模地震により被害を受けた場合には、住宅の修復や家財の購入など生活の再建に多額の費用が掛かりますが、公的な支援や義援金だけでは十分とは言えないので、地震保険・共済に加入することも必要です。

イ 関係団体等

建築関係団体等にあっては、市民が自ら耐震化を行う際、専門家としての立場から適切なアドバイスを行うとともに、行政と連携を図り、耐震化の推進を技術的な側面からサポートすることが必要です。

特に、住宅所有者の費用負担軽減のために低コスト工法が活用できる設計者や施工者の育成、地域の原風景を構成する重要な要素である古民家等を設計できる設計者の育成が必要になります。

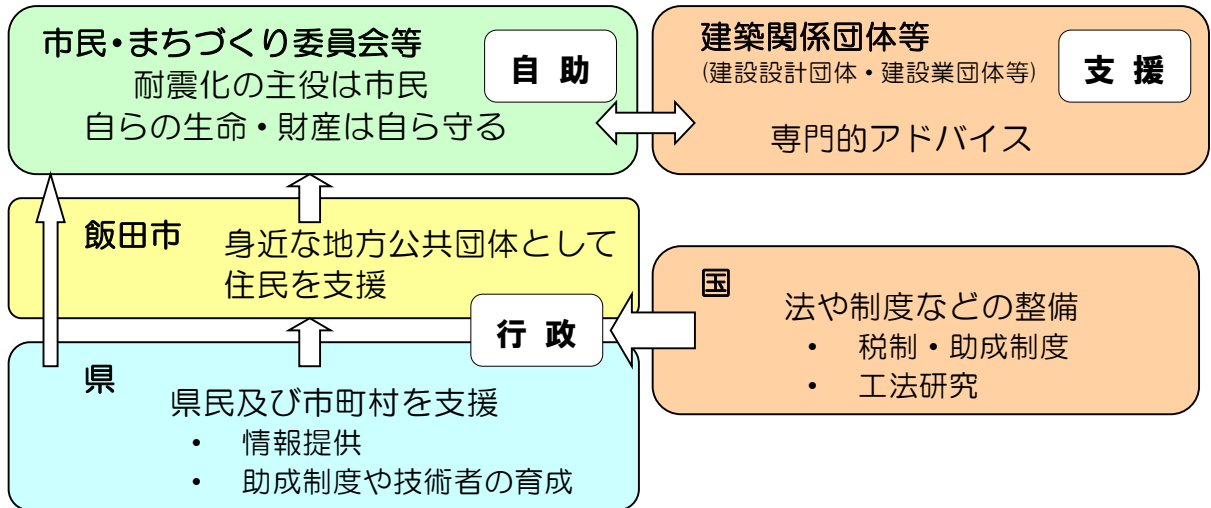
ウ 飯田市

市は、住民に最も身近な地方公共団体として、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むよう所有者の防災意識の啓発を図るとともに、その地域の実情に応じた支援制度を創設などし、所有者が耐震改修しやすい環境を整え、負担軽減のための支援策などを国・県や関係団体等と連携しながら実施します。

エ 国・県

国・県は所有者や市の取組をできる限り支援する観点から、所有者にとって耐震診断や耐震改修を行いやすい環境を整え、負担軽減のための支援策の構築など必要な施策を市町村や関係団体等と連携しながら実施するものとしします。

(図1-14) 耐震化を推進するための役割分担 (イメージ)



2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

(1) 住宅に関する支援

ア 補助事業の実施

市においては、住宅の耐震化を促進するため、平成14年度から、診断士による耐震診断事業・飯田市木造住宅耐震補強事業を実施してきました。市民が住宅の耐震化に関する支援策を受けることができるよう、県と連携しながら、今後も昭和56年以前の住宅について、耐震診断及び耐震改修に対し支援していきます(表-9)。また、地震時、家具の転倒によりケガをしたり、逃げ遅れることがないように、地震被害軽減対策として家具の転倒防止器具の普及を行っていきます。

(表-9) 事業の概要

区分	耐震診断	耐震改修	除却
対象建築物	◇昭和56年以前の住宅 木造戸建		
助成内容	耐震診断士の派遣に要する経費に助成	耐震改修(補強)工事に要する経費に助成	除却工事に要する経費に助成
補助限度額	精密診断に要する経費	対象工事費の4/5以内 ただし、最高115万円/戸	対象工事費の1/2以内 ただし、最高978,600円/戸
補助率 (負担率)	国 : 1/2 県 : 1/4 市町村 : 1/4	国 : 1/2 県 : 1/4 市 : 1/4	国 : 1/2 県 : 1/4 市 : 1/4

既存木造住宅の耐震性を向上させる民間の新たな技術や工法について、「長野県建築物構造専門委員会」が評価し、情報公開しています。こうした情報に関しても市民に周知し、耐震化を進めます。

詳しくは長野県のホームページ参照

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kenchiku/kurashi/sumai/taishin/shindan/hyoka.html>

イ 安価な耐震改修工法等の普及

住宅の耐震改修を行いやすくするためには、費用負担低減のための低コストかつ簡易な工法などが求められており、長野県が公表する「長野県建築物構造専門委員会」による耐震改修工法（耐震金物）等の評価結果の周知を行います。

ウ 建て替え、除却等の促進

耐震改修への誘導だけでなく、住宅の建て替えに伴う除却等も耐震化対策につながります。旧耐震基準の住宅は40年以上の築年数となっているため、住宅の状態、所有者家族の状況や生活環境の変化等のニーズに応じて、住宅の除却や各種施策とも合わせて耐震化の促進を図っていきます。

エ 多数の者が利用する建築物等に関する支援

住宅に加え、多数の者が利用する建築物及び緊急輸送道路等沿道建築物の耐震化を促進するため、引き続き県と連携しながら推進します。（表－10）。

（表－10）支援事業の枠組み

住宅	木造戸建て		共同建て	地震被害軽減対策
	診断	診断士による耐震診断事業 木造住宅耐震補強事業		家具の転倒防止対策
改修				
住宅以外の建築物	多数の者が利用する建築物に対する支援（検討）			
	緊急輸送道路等沿道建築物に対する支援（検討）			

3 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備

近年、リフォーム工事契約に伴う消費者被害が社会問題化しており、所有者等が安心して耐震改修を実施することができる環境の整備が重要となります。また、改修に関わる事業者は、住宅所有者の現在、将来の住まい方に対する考え方に沿って、生活に影響の少ない改修箇所の検討、安価な工法の採用、工事期間の短縮などが図れるよう効果的な耐震化方策を提案することが望まれます。

(1) 所有者が耐震改修等を行いやすい環境の整備

個人住宅にあっては、全世帯を対象にした啓発パンフレットの配布や広報紙、SNSの活用による周知のほか、所有者へのダイレクトメールにより耐震化の必要性や支援制度の案内を行うことにより直接的に耐震化を促す取り組みを推進します。また、耐震改修の実例集、耐震改修工法に関する資料等により、住民に対して情報提供を行います。

(2) 耐震改修等に関する相談窓口の設置

耐震改修等に関する相談に随時対応します。

また、県では耐震改修等に関する知識、技術を修得するための「耐震診断士養成講習会」等を実施しており、受講修了者名簿の公表などを行っています。

診断等で所有者等と接する際には、登録証を提示するなど、所有者等に安心を与えることを心がけて実施しています。(表-11)。

(表-11)

長野県木造住宅耐震診断士の登録数 (R8.1.19 現在)	2,639 名
うち下伊那地域の登録者数	218 名

4 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要

建築物の耐震化のほか、次の事項を含めた総合的な安全対策を推進します。

(1) ブロック塀等の転倒防止対策

地震発生時、ブロック塀や擁壁が転倒するとその下敷きになり死傷者が発生するおそれがあります。今後も建築物防災週間等の機会をとおして、通学路等を中心に危険個所の点検・指導を進め、ブロック塀等除却工事補助金事業（ブロック塀等安全確保に関する事業）を活用し、危険なブロック塀等の転倒による被害を防止します。(表-12) また、地域住民が自ら地域内の危険個所の点検を行う活動を支援します。

(表-12) 事業の概要

区 分	危険なブロック塀等の除却又はこれに代る新たな塀等の設置
対象ブロック塀等	著しく保安上危険となり、又は著しく衛生上有害となる おそれがあると市長が認めたブロック塀等 高さが1メートルを超えるもの
助成内容	危険なブロック塀等を除却する工事に要する経費及び危険なブロック塀等 を除却した後に行う新たな塀等の設置工事に要する経費に助成
補助額	対象事業費の1/2以内 ただし、最高10万円/件

※ブロック塀等安全確保に関する事業の対象となる避難路（社会資本整備総合交付金交付要綱12に規定する避難路沿道等）は、飯田市ブロック塀等除却工事補助金交付要綱（平成30年飯田市告示第131号）第4条第1号に規定する道をいう。

(2) 非構造部材の落下防止対策

近年の大地震や東北地方太平洋沖地震では、体育館等において天井材の落下が見られました。地震による被害は、柱や梁といった建築物の構造体のみでなく、窓ガラスや天井、外壁などの非構造部材の落下による被害を防止する必要があります。改修を行うよう引き続き指導・啓発を行います。

(3) エレベーターの閉じこめ防止対策

平成 17 年 7 月に発生した千葉県北西部地震では、首都圏の多くのエレベーターが緊急停止し多くの方が中に閉じこめられる事例が発生しました。通常時の維持管理体制のほか、非常時の救出や復旧体制の整備等について、所有者・保守点検業者及び消防機関と連携して進めます。

5 地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害の軽減対策

地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害を軽減するため、災害危険住宅対策事業を活用し、被害の軽減対策を推進します（表-13）。

（表-13）事業の概要

【除却・移転事業】

（補助対象）

土砂災害特別警戒区域（土砂災害防止法第9条）または災害危険区域（長野県建築基準条例第2条）内の住宅

（補助額等）

事業の種類	対象経費	対象経費に対する補助上限額	
危険住宅除却等事業	危険住宅の除却費、動産移転費、跡地整備費、仮住居費及びその他移転に伴う諸経費	975,000 円	
危険住宅に代わる住宅の建設事業	危険住宅に代わる住宅の建設または購入（これに必要な土地の取得及び造成を含む。）をするために要する資金を金融機関その他の機関から借り入れた場合の借入金利子に相当する額の経費	住宅の建設 または購入費	4,650,000 円
		土地の取得費	2,060,000 円
		土地の造成費	608,000 円

【改修事業】

（補助対象）

次のすべての要件を満たす住宅・建築物

- (1) 土砂災害特別警戒区域（土砂災害防止法第9条）内の住宅・建築物
- (2) 建築基準法施行令第80条の3の規定について既存不適格である建築物
- (3) 土砂災害対策改修工事の結果、土砂災害に対して安全な構造となる建築物（建築基準法施行令第80条の3の規定に適合する構造となる建築物）

（補助額等）

事業の種類	対象経費	対象経費に対する補助上限額
住宅・建築物の土砂災害対策改修事業	住宅・建築物の土砂災害対策改修に要する経費	対象経費に2分の1を乗じて得た額または1,000,000 円のいずれか低い額

6 地震被害からのリスクを低減するための方策や日ごろからの災害への備え

最終的には住宅全体の改修を想定しつつ、当面の措置として、防災ベッド、シェルターの導入支援、地震保険・共済への加入促進等を啓発します。

第3 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関して、以下について引き続き積極的に実施するものとします。

1 地震に関するハザードマップの作成及び公表

住宅や建築物の所有者等が耐震化を自らの問題又は地域の問題としてとらえ、所有者等又は地域の耐震化に関する取り組みに活用することができるよう、地震被害想定調査の結果を基に、市内20地区ごとに、ハザード情報や被害想定をわかりやすく編集し、地区ごとに説明会を開催します。

2 相談体制の整備及び情報提供の充実

耐震改修相談窓口では、住宅等の所有者に対し、耐震診断及び耐震改修に関する相談や耐震改修工法・専門家の紹介等の情報提供を行います。

また、広報誌、ホームページや新聞、CATV、SNS等あらゆる機会を通じ、耐震化に関する情報を発信していきます。特に、令和6年に発生した能登半島地震は、1月1日と家族が集まる時期での大規模な地震であったこともあり、被害が増大しました。こういった被害を低減するためにも、機会をとらえ有効的な情報発信に努めるとともに、旧耐震基準住宅所有者が高齢化したことも踏まえ、福祉関係機関と連携した普及啓発にも努めるものとします。

さらに、住宅所有者への直接的な情報提供がより有効であることから、耐震診断をした所有者に対して、耐震改修の補助制度の案内と併せて、改修事業者リストの提示、改修費用の目安の提示等を併せて行うことを推進します。

3 パンフレットの作成及び配布並びにセミナー・講習会の開催

住宅の耐震診断や補助事業に関するものなど、各種パンフレットを作成・配布し、耐震化に関する啓発を行います。

また、県と連携し、まちづくり委員会等の求めに応じて現地に出向き、耐震化の必要性や支援策などを直接住民に対し説明するなど出前講座等を実施します（表-14）。

（表-14）これまでの出前講座の事例

実施先	概要
まちづくり委員会、自主防災組織等	耐震化の必要性、地震防災対策、制度の説明等

4 リフォームにあわせた耐震改修の誘導

住宅の増改築やキッチンの改修等リフォーム工事、省エネ改修に併せて耐震改修を行うことは、費用や施工面で効率的であることから、リフォーム工事に併せた耐震改修を誘導します。

広報や民間事業者等の行う住宅関連フェア等の機会をとらえて、住宅等の所有者に対して啓発を行います。

5 自主防災会等との連携及び活動支援について

地域の人々が生活の場を皆で守るという考え方が重要です。

地域において地震防災対策に取り組むことは、地震発生時の適切な対応に効果的です。

防災訓練や地域における危険箇所の改善等の点検活動等の自主防災活動を支援します。

具体的には、各自主防災組織の訓練・講演会に参加し、地震防災対策講話・防災知識啓発ビデオ上映などを実施します。また、消防団・各まちづくり委員会・各自主防災組織等に協力をしてもらい、地域住民に家具の転倒防止器具の普及をし、耐震化の促進・地域における要援護者の把握・災害時助け合いマップ策定の推進などの活動支援を実施します。

6 耐震改修促進税制等（所得税、固定資産税）の周知

所得税にあっては、個人が一定の耐震改修工事を行った場合、改修工事を完了した年の所得税額が一定額控除（耐震改修工事の標準的な費用から市が交付した補助金を差し引いた額の10%相当額：上限25万円）できます。固定資産税にあっては、工事が完了した年の翌年度分の家屋にかかる固定資産税が減額（翌年度分の固定資産税が2分の1に減額：床面積120㎡が適用上限）できるなど、税制の特例措置が適用可能となっています（令和7年9月現在）。こうした税制も有効に活用し、耐震改修の促進につなげるため、制度の周知を徹底します。

第4 建築基準法による勧告又は命令等についての所管行政庁との連携

1 法に基づく指導等の実施に関する所管行政庁（長野県知事）との連携

(1) 診断義務付け対象建築物に対する指導等の実施

県計画において、所有者に対して、耐震診断を実施し、その結果を所管行政庁へ報告する義務のある建築物（以下「診断義務付け対象建築物」という。）の所有者に対して、文書の送付による通知等により、その確実な実施を図ることとしています。市においても、必要に応じて県所管行政庁と連携して対応します。

(2) 耐震診断義務づけ対象建築物以外の建築物に対する指導等

県計画において、所管行政庁は、すべての特定既存耐震不適格建築物の所有者に対して、また、その他の建築物（一定の既存耐震不適格建築物）の所有者には、必要に応じて、法に基づく指導及び助言を行うこととしていることから、市においても市内の特定建築物の耐震化を促進するため、所管行政庁と連携して対応します（表-15）。

【県計画における所管行政庁による実施方針】

ア 指導及び助言：耐震化の必要性や改修に関する説明又は文書の送付。

イ 指示：耐震診断及び耐震改修に関して実施すべき事項を具体的に記載した指示書を交付。

ウ 公表：公報やホームページへ、各建設事務所等へ掲示。

（表-15）

区分	努力義務	指導及び助言	指 示	公 表
法	特定既存耐震不適格建築物 （法第14条、法第15条第1項）		特定既存耐震不適格 建築物 （法第15条第2項）	指示を受けた所有者が正当な理由がなく、その指示に従わなかった場合
	一定の既存耐震不適格建築物 （法第16条第1項、第2項）		—	—

2 建築基準法による勧告又は命令等の実施に関する特定行政庁(長野県知事)との連携

(1) 県計画においては、所管行政庁が法第 12 条第 3 項又は法第 15 条第 3 項に基づき公表を行ったにもかかわらず、所有者が耐震改修を行わない場合には、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について、著しく保安上危険であると認められる建築物については、建築基準法第 10 条第 3 項による命令を行うこととされていることから、特定行政庁と連携して対応します。

(2) 損傷、腐食、その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険であると認められる建築物については、建築基準法第 10 条第 1 項に基づく勧告や同条第 2 項の規定に基づく命令を行うこととされていることから、特定行政庁と連携して対応します。

第 5 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

1 関係団体による協議会の設置、協議会による事業の概要

本計画の実施にあたり、今後、県及び関係団体等との協議会の設置について検討します。

2 その他

本計画は、目標値の達成状況等について、毎年、評価・検証を行うほか、長野県耐震改修促進計画にあわせ、随時見直します。

別表 1 (多数の者が利用する特定建築物)

用 途	規 模 (指導・助言対象)	参 考 (指示対象)
幼稚園、保育所	階数 2 以上かつ 500 m ² 以上	階数 2 以上かつ 750 m ² 以上
小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、 盲学校、聾学校若しくは養護学校	階数 2 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 2 以上かつ 1,500 m ² 以上
学校 (上記学校を除く。)	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	
老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者 福祉ホームその他これらに類するもの	階数 2 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 2 以上かつ 2,000 m ² 以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害 者福祉センターその他これらに類するもの	階数 2 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 2 以上かつ 2,000 m ² 以上
体育館 (一般公共の用に供されるもの)	1,000 m ² 以上	2,000 m ² 以上
病 院、診療所	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上
ボーリング場、スケート場、水泳場 その他これらに類する運動施設		
劇場、観覧場、映画館又は演芸場		
集会場、公会堂		
展示場		
卸売市場		
百貨店、マーケットその他の物品販売業 を営む店舗		
ホテル又は旅館		
賃貸住宅 (共同住宅に限る。)、寄宿舍 又は下宿		
事務所		
博物館、美術館又は図書館		
遊技場		
公衆浴場		
飲食店、キャバレー、料理店、ナイト クラブ、ダンスホールその他これらに 類するもの		
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他 これらに類するサービス業を営む店舗		
工場		
車両の停車場又は船舶若しくは航空機 の発着場を構成する建築物で旅客の 乗降又は待合いの用に供するもの		
自動車車庫その他の自動車又は自転車 の停留又は駐車のための施設	階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上	
郵便局、保健所、税務署その他これらに 類する公益上必要な建築物	階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上	

